画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成18年度から令和２年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0241
Q_{29} ＝ 0.0241
Q_{30} ＝ 0.00175
$Q_{令元}$ ＝ 0.00125
$Q_{令2}$ ＝ 0.00200

R_n　n年度において発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第３号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和２年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和２年度

画に計上されない地方債を除く。）（平成22年度から令和元年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成17年度から令和元年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

Q_{17} ＝ 0.047
Q_{18} ＝ 0.046
Q_{19} ＝ 0.046
Q_{20} ＝ 0.046
Q_{21} ＝ 0.045
Q_{22} ＝ 0.045
Q_{23} ＝ 0.027
Q_{24} ＝ 0.026
Q_{25} ＝ 0.026
Q_{26} ＝ 0.025
Q_{27} ＝ 0.024
Q_{28} ＝ 0.0241
Q_{29} ＝ 0.0025
Q_{30} ＝ 0.00175
$Q_{元}$ ＝ 0.00125

R_n　n年度に発行について同意又は許可を得た国営土地改良事業（国営かんがい排水事業、国営農用地再編開発事業等に限る。）における都道府県の負担金（土地改良法施行令第52条の２第１項第３号に規定する方法のうち事業が施行される各年度に支払う方法により支払われるものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成22年度から令和元年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成22年度から令和元年度までの